

2020年10月1日から

異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルールが一部変更されます

- 2020年9月末までは、不活化ワクチンの接種後6日以上、生ワクチンの接種後27日以上の間隔をおかなければ、次のワクチン接種を受けることができないルールでした。
- 2020年10月からは、下記の3つのルールを守れば、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、異なるワクチンの接種を受けることができるようになります。

～接種間隔についての3つのルールです～

1

注射生ワクチンから次の**注射生ワクチン**の接種を受けるまでは**27日以上の間隔**をおくこと。

※注射生ワクチンとは、麻しん風しん混合ワクチン・水痘ワクチン・BCGワクチンなど

2

同じ種類のワクチンの接種を**複数回**受ける場合は**ワクチンごとに決められた間隔**を守ること。

※ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチンなど、それぞれのワクチンの接種を複数回受ける際の間隔が決められています。

3

発熱や接種部位の**腫脹（はれ）**がないこと、**体調が良いこと**を確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受けること。

接種間隔についての3つのルールを守っている場合には、次のワクチンの接種を受けるまでの間に制限はありません。かかりつけ医に相談の上、接種を受けるようにしてください。余裕をもったスケジュールで、計画的に接種を受けましょう。

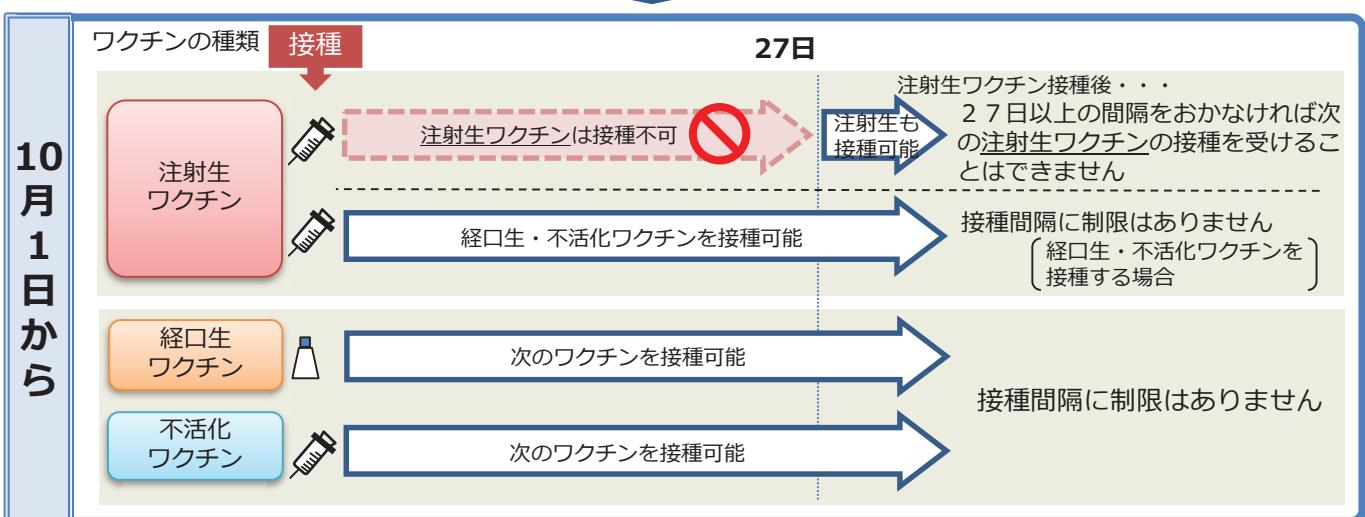
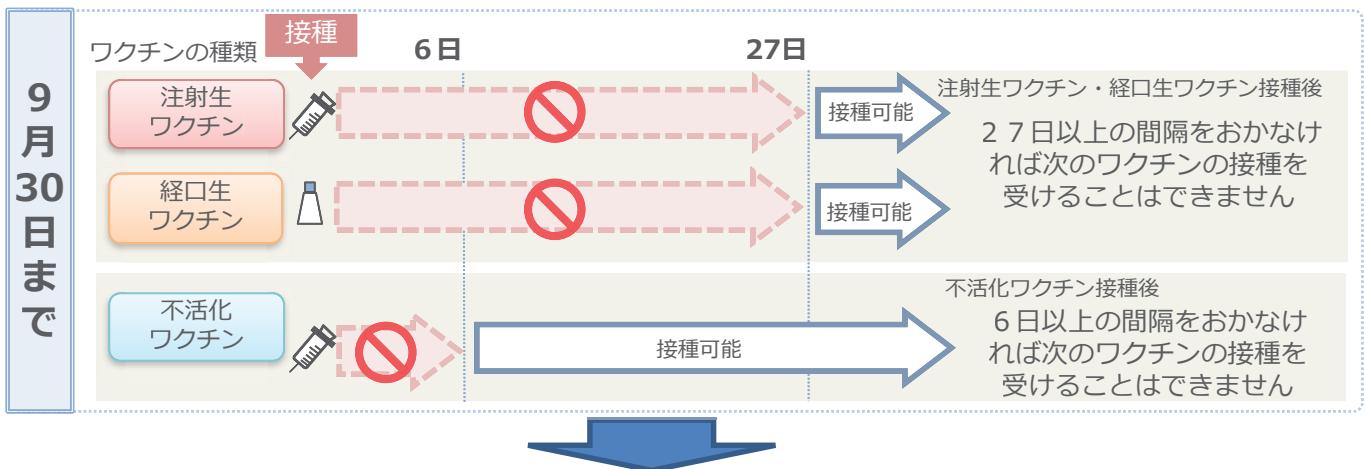
※定期接種においては、接種を受けることができる年齢がワクチンごとに決められています。

2020年10月1日からの

接種間隔のルールを、詳しくご紹介いたします

1. 異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール

- 「注射生ワクチン」の接種後27日以上の間隔をおかなければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません（変更なし）。
- それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、医師が認める場合、次のワクチンの接種を受けることができるようになりました。
- 接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹（はれ）などが出ることがあります。ルール上接種が可能な期間であっても、必ず、発熱や、接種部位の腫脹（はれ）がないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受けてください。



※ これまで通り、医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができます。

2. 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける際の接種間隔のルール

- 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。

例) 4種混合ワクチン



※ 詳しくは、**国立感染症研究所**のホームページを御参照ください。QRコード

⇒ <https://www.niid.go.jp/niid/images/vaccine/leaflet01.pdf>



注：ワクチンの種類

注射生ワクチン：麻疹・風疹・水痘ワクチン・BCGワクチン・おたふくかぜワクチン など

経口生ワクチン：ロタウイルスワクチン など

不活化ワクチン：ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・B型肝炎ワクチン・4種混合ワクチン・

日本脳炎ワクチン・季節性インフルエンザワクチン など